

## 八尾市乗合タクシー運行業務委託事業者選定実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、公募型プロポーザル方式による八尾市乗合タクシー「たち号」本格運行業務、八尾市乗合タクシー「たいしょう号」実証運行業務、八尾市乗合タクシー「あけがわ号・しき号」実証運行業務及び八尾市乗合タクシー「たかやす号・なんたか号」実証運行業務（以下「八尾市乗合タクシー運行業務」という。）の委託事業者（以下「事業者」という。）の選定にあたり、選定手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (選定方法)

第2条 事業者の選定は、事業者が提出する提案書及びプレゼンテーションを受け選定委員会において行うものとする。

### (提案の募集)

第3条 事業者からの提案募集に関する事項は、「八尾市乗合タクシー運行業務に関する提案応募要領」（以下「提案応募要領」という。）により示すものとする。

### (選定の基準等)

第4条 事業者の選定については、下記のとおり行うものとする。

- (1) 事業者を選定するための基準、失格事項については「八尾市乗合タクシー運行業務委託事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）および「提案応募要領」に定めるものとする。
- (2) 事業者の選定の基準は「選定基準」のとおりとし、提案書の内容をもとに総合的に判断する。
- (3) 選定結果については、提案書の提出者全てに通知する。

### (業務の委託)

第5条 八尾市乗合タクシー運行業務委託事業者選定委員会で選定された事業者に対して当該業務を委託する。なお、委託業務の内容は、提案書の内容に限定されることなく、委託契約書によるものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、令和4年8月19日から実施する。
- 2 この要領は、委託契約締結日にその効力を失う。